

竹本・前田さん本人訴訟 不当判決！

身に覚えのない「非違行為」をデッチ上げられてボーナスをカットされたのは違法だとして訴えていた、大阪第二運輸所分会の竹本さんと前田さんの本人訴訟の判決が、大阪高等裁判所で言い渡されました。竹本さんは11月18日、前田さんは11月25日で、いずれも控訴人の請求を棄却するという不当判決です。

竹本さんと前田さんは、会社が主張する「非違行為」はデッチ上げであり、会社が証拠として提出したものは、事実を証明できないと訴えました。一方会社側は、証拠らしい証拠は出せず、管理者の証言と後からパソコンに入力した「非違行為」とされるデータが頼みの綱でした。しかも、そのデータは、いつでも改ざん可能であることが法廷の場で明らかにされています。

しかし、裁判所は証拠にもならない会社の言い分を全面的に認めるという暴挙に出たのです。裁判は事実に基づいて判断すべきであり、憶測と偏見に満ちた判断をすべきではありません。まさに、司法の反動化です。

ボーナスカットは、単に賃金を減らされるという問題ではありません。60歳以降の雇用・労働条件が大きく左右される問題です。JR東海労組合員を専任Vに追い込み、組織破壊を狙った策略であることは言うまでもありません。

新幹線関西地本は11月25日、裁判報告集会を開催し、不当判決の怒りをバネに今後もさらに闘うことを意思統一しました。